

本日の会議に付した事件

令和7年第3回山元町議会定例会（第5日目）

令和7年9月26日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第45号 山元町議会議員及び山元町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第46号 山元町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第47号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第48号 令和7年度山元町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第49号 令和7年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第50号 令和7年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第51号 令和7年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第52号 令和7年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第53号 令和7年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 同意第 2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第 3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 認定第 1号 令和6年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第15 認定第 2号 令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第16 認定第 3号 令和6年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第17 認定第 4号 令和6年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第18 認定第 5号 令和6年度山元町水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第19 認定第 6号 令和6年度山元町下水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第20 議発第 4号 県道272号角田山下線隣接の旧JR山下駅前トイレ解体経緯等調査特別委員会設置に関する決議
- 日程第21 委発第 5号 山元町議会議員のなり手不足対策調査特別委員会設置に関する決議
- 日程第22 常任委員会委員の選任
- 日程第23 議長の常任委員会委員の辞任
- 日程第24 議会運営委員会委員の選任
- 日程第25 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第26 議員派遣の件

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから、令和7年第3回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（菊地康彦君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、5番大和晴美君、6番渡邊千恵美君を指名します。

議長（菊地康彦君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

これで、議長諸報告を終わります。

議長（菊地康彦君）日程第2．議案第45号を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長（大和田敦君）はい、議長。それでは、議案第45号山元町議会議員及び山元町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに、提案理由であります、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

5ページをお開きください。

配付資料No.2、議案の概要によりご説明いたします。

1、改正内容ですが、国政選挙における一部の選挙公営限度額の引上げにより、議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動の公費負担の限度額について、政令の改正内容に準じ引き上げるものであります。

法令等に基づく公費負担の対象であります、自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成、この3項目になりますが、今回の改正では、第8条に規定するビラ作成単価の限度額及び第11条に規定するポスター印刷費の基準額について改めるものであります。

なお、それぞれの項目における改正後、そして改正前の金額につきましては、表に記載のとおりであります。

2、施行期日ですが、公布の日としております。

以上が議案第45号の説明となります。よろしく願います。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）これで質疑をおわります。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。―― 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第45号山元町議会議員及び山元町長の選挙における選挙運動

の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第3．議案第46号を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長（大和田敦君）はい、議長。それでは、議案第46号山元町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに、提案理由であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

13ページをお開きください。

配付資料No.3、条例議案の概要によりご説明いたします。

1、主な改正内容ですが、3つの条例改正となります。

1点目、職員の育児休業等に関する条例及び2点目、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例になりますが、育児時間の多様化に係る関係規定を整備するものになります。

上段の育児部分休業の取得形態ですが、これまでの①第1号部分休業に加え、②に記載のとおり1年につき10日相当を超えない範囲で取得を可能とするものであり、これらを第2号部分休業と規定し、①または②のいずれかを選択できるよう改めるものであります。

下段の1年につき取得できる部分休業の上限時間ですが、こちらは上段②第2号部分休業の上限を定めるものであり、フルタイム勤務職員については77時間30分、短時間勤務職員にあつてはそれぞれの勤務時間に10を乗じた時間を上限とするものであります。

次に3点目、職員の勤務時間、休暇等に関する条例ですが、子の年齢に応じ、柔軟な働き方実現のための関係規定を整備するものになります。

表の左側、関係する2つの項目について、仕事と育児の両立に関する情報の提供や意向の聴取、配慮を任命権者に義務づける改正となります。

14ページをご覧ください。

2、施行期日等ではありますが、令和7年10月1日としております。

経過措置としまして、1点目は、条例の施行年月日に伴い、令和7年度における第2号部分休業の上限時間を2分の1としております。2点目ですが、改正条例の施行日前においても、仕事と育児に関する情報の提供など、任命権者が講ずることができるよう定めるものであります。

以上が議案第46号の説明となります。よろしくお願ひいたします。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

11番、岩佐孝子君。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。非常に福利厚生の部分でいい傾向かなというふうに思います。
そこでお尋ねします。育児休業なんですけど、現在該当者、そしてまた取得している方の人数が分かれば教えてください。

総務課長（大和田敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

まず、ただいまご説明しました部分休業に係るものについては、現在取得している職員は2名になります。そのほか一般の、3歳未満の子供さんをお持ちの方が取得されております育児休業に関しましては、令和7年度現在時点で3名の方が取得しているというふうな状況になってございます。

以上です。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり子育てしながらというところで非常にいいかなと思いますが、この中で、男性で取得している方はいらっしゃるのでしょうか。ぜひ男性の方にもというふうに思っているんですが。

総務課長（大和田敦君）はい、議長。議案に係る育児部分休業の分については、男性職員の取得はゼロです。ただ、後段申し上げました3歳未満の子供を養育されている方々に関しましては、過去5年間の数字を見ますと男女合わせて31名が取得しておりまして、そのうち男性は14名というふうな数字になってございます。

以上になります。

議長（菊地康彦君）そのほか質疑はありませんか。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的なことを確認させていただきます。

この類の条例改正はここ数年間、何回か五月雨式にということなんですけど、国を挙げて少子化対策としての子育てに力を入れるということで、公務員の方々にもそういう環境整備をすると。そして今回、特にこの非常勤、常勤のフルタイムなり非常勤の皆様にもきめ細やかに適用するんだと、そういう考えでの今回の改正だということ、改めて確認いたします。

総務課長（大和田敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり子育て環境の整備というふうなこともございまして、適用される職員については、一般職を含めますいわゆる正規職員、そして会計年度任用職員にも該当するというふうな内容になってございます。

以上になります。

議長（菊地康彦君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）これで質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第46号山元町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第4．議案第47号を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長（大和田敦君）それでは、議案第47号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに、提案理由であります。このたびの介護保険事業における不適切な事務処理に関し、職員の管理監督者としての責任を重く受け止め、町長及び副町長の給料月額を減額するため提案するものであります。

5ページをお開き願います。

配付資料No.4、条例議案の概要により説明いたします。

1、改正内容ですが、町長及び副町長の給料月額について、それぞれ10パーセントを減額するものです。減額する額、減額後の給与月額は記載のとおりとなります。

なお、減額する期間であります。令和7年10月の1か月分といたします。

2の施行期日ですが、令和7年10月1日としております。

以上が議案第47号の説明となります。よろしくお願いたします。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第47号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第5．議案第48号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第48号令和7年度山元町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模であります。歳入歳出それぞれ4,062万7,000円を追加して、総額を85億5,023万1,000円とするものです。

それでは、歳出予算からご説明いたします。13ページをお開きください。

初めに、人件費についてご説明いたします。

第1款議会費から8款の土木費及び10款の教育費のうち、給料等の人件費については4月の人事異動に伴う補正です。個々の説明については省略させていただきたいと思っております。

それでは、人件費以外の補正について順次ご説明をさせていただきます。

2款総務費1項総務管理費6目企画費です。こちらは、令和7年度町村地域づくり振興等助成金の交付決定に伴い、廃校利活用促進補助金事業に係る財源内訳の変更をするものです。

次に下段、16目町民バス事業費です。こちらにも地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の交付決定に基づき、財源の内訳を変更するものです。

14ページをお開きください。

2款総務費2項徴税費1目徴税総務費12節の委託料になります。262万9,000円を計上しております。こちらは令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に係る収納消込システムの改修業務の委託料となります。なお、こちらの財源は全額国庫補助金となります。

次に、2款総務費5項統計調査費2目基幹統計費です。こちら目内での予算の組替えを行っております。こちらは国の通知に基づく調査員の報酬単価等の見直し及び対象人数の変更並びに会計年度任用職員の任用期間の変更及びそれに伴う諸経費について、規定予算内で需用費の組替えを行っております。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費27節繰出金です。276万円を計上しております。こちらは国民健康保険事業特別会計の繰出金とありますが、その内容は先ほど徴税費で計上したものと同様に、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に係る国民健康保険税システムの改修業務に係る繰出金289万3,000円及び人件費の補正に伴う13万3,000円の減額を相殺した金額となります。なお、システム改修費の289万3,000円は全額国庫補助金となります。

次に、同じく2目老人福祉費についてです。159万2,000円を計上しております。こちらは介護保険事業特別会計並びに後期高齢者医療特別会計への繰出金となりますが、介護保険事業特別会計の繰出金については、人件費及び令和6年度低所得者保険料軽減負担金の実績確定に伴う繰出金5万8,000円の減、後期高齢者医療特別会計への繰出金については、先ほどの国民健康保険事業特別会計への繰出金同様、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に係る保険料システムの改修業務に係る繰出金165万円の計上となります。なお、こちらのシステム改修費用に係る165万円についても全額国庫補助金となります。

次に、4目障害福祉費についてです。16万5,000円を計上しております。こちらは、制度改正に伴う自立支援給付の審査支払いシステムの改修委託料を計上しております。なお、こちらの財源の2分の1は国庫補助金となっております。

16ページをお開きください。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費です。1,834万1,000円を計上しております。こちらは、令和6年度における各種国県補助事業等の実績確定に伴う返還金となっております。

次に、2目児童措置費についてです。こちらも同様に、令和6年度の実績確定に伴う返還金となっております。

17ページをご覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費4目母子保健費です。13万5,000円を計上しております。こちら、昨年度の未熟児療育医療費等の負担金の実績確定に伴う返還金となっております。

次に、2項清掃費4目環境保全費です。10万6,000円を計上しております。こちらは、特定空家等の認定に伴い、空家特措法に基づく措置を進めるに当たり必要となる、空き家等対策協議会への意見聴取に係る委員謝礼に不足が見込まれるため増額をするものです。

18ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費です。520万円を計上しております。新規就農者が経営を開始したことから、農業経営初期段階に要する資材購入費等120万円ならびに宮城県事業オーダーメイド型多様な農業人材支援事業交付金の決定に伴い、400万円の多様な農業担い手育成・確保事業補助金を計上するものです。なお、多様な農業担い手育成・確保事業補助金の財源の2分の1については、さきの県交付金となります。

19ページをご覧ください。

8款土木費3項河川費2目河川改良費です。目内での予算の組替えを行っております。こちらは当初、排水対策事業の実施に当たっては緊急自然災害防止対策事業債を活用し、町内3地区の測量設計を予定しておりましたが、本地方債が今年度までの時限的なものであったため、対象地区を1地区に限定し、工事まで完了するよう既定予算内で事業費の組替えを行ったものであります。

次に、10款教育費1項教育総務費2目事務局費、こちらの7節報償費9万円、8節旅費10万1,000円、10節需用費10万円、1つ飛ばしまして13節使用料及び賃借料20万8,000円についてです。こちらは、小中一貫教育についてさらに調査研究を進めるため推進委員会を設置し、先進校の視察や検討会を実施するための経費を計上しているものであります。

次に、12節委託料についてです。1,000万円を計上しております。こちらは、再編小学校の整備に当たり、整備予定地である山元中学校及び山下小学校の敷地に加え、周辺の地形も含めて正確に現況を把握する必要があることから、測量業務に係る委託料を計上しております。

続いて、歳入予算についてご説明いたします。

10ページにお戻り願います。

11款地方交付税です。250万円の減額です。令和7年度普通交付税の決定により減額するものです。

次に、15款国庫支出金から11ページにわたっての16款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金までですが、先ほど歳出予算でご説明いたしました補助金や交付金等の内容ですので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、16款県支出金2項県補助金6目教育費県補助金です。320万円を計上しております。こちらは、教員業務支援員、スクールサポートスタッフの配置に係る教育支

援体制整備事業費補助金の交付決定に伴うものです。

次に、19款繰入金1項特別会計繰入金です。総額で1,606万4,000円を計上しております。こちらは、前年度に各種特別会計に繰出しした繰出金の精算に伴い、一般会計に戻入れを行う繰入金となります。

次に、2項基金繰入金です。総額で6,562万1,000円を減額しております。今回の補正予算に係る財源措置として、これら各種基金からの取崩しを増減額したものです。

最後に、債務負担行為の補正についてご説明いたします。

5ページにお戻り願います。

第2表債務負担行為の補正です。

山元中学校校舎等長寿命化改修基本計画策定業務に要する経費を、今年度から来年度までの2か年で予算限度額を2,000万円と設定させていただくものです。

以上で、議案第48号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

11番、岩佐孝子君。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。14ページです。2款5項2目基幹統計費の1報酬なんですけども、国勢調査員報酬増となっているんですが、国勢調査員、何人なのでしょう。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今回こちらに予算計上している現在の調査員の人数ですが、84名となっております。

議長（菊地康彦君）ほかに質疑ありませんか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。10ページ、歳入、地方交付税についてなんですけど、一番上でですね。この減額になった内容といいますか内訳、どこの部分が削られたのか確認します。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。当初予算の計上見込みと確定値についての差額ということで250万円減額となっております。内容を見ますと、税の各種税金の見込みが若干変更になっている形の積算資料となっております。各種、町税の収入の見込みのマイナス等がございまして、見込み等誤りがありまして、見込み違いがあつての減額という形になっております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。細かくはよく分からない、見込み違いということで受け止めました。

それから、13ページの2款1項6目企画費、この財源内訳の変更ということになっているんですが、どの財源がどの財源に変更したのかという確認します。伺います。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

議長（菊地康彦君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。お時間頂戴しましてありがとうございました。ご迷惑をおかけしました。先ほどの質疑に回答いたします。

13ページの2款総務費1項総務管理費6目の企画費ですね。企画費の財源内訳の変更についてということなのですが、1ページ、2ページ戻っていただいて、歳入のですね、11ページの1番の下段、繰入金、11ページの繰入金が一番下にある、歳入、はい。歳入の財源内訳11ページの一番下、8節のまち・ひと・しごと創生推進基金取り崩し減で100万円。あと次のページ、12ページの21款諸収入の一番下です。21款5項雑入1目雑入2節雑入の、この町村地域づくり振興等助成金100万円。これ相殺しております。これ見方なんです、その下の13ページ、今先ほどご質疑あった内容なんです、6目の下の町民バス事業費、こちらみたいですね、財源の内訳の変更でプラスマイナスと出れば表記は分かりやすかったと思うんですが、今のお尋ねですと、ちょうどですね、このその他の欄にプラスマイナスで同じ財源で相殺したもので数字が出てこないんですよ。それでちょっと分かりづらかった。この辺の説明が不足していたというふうなことになります。

以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことであれば、普通、今言ったようにね、普通の一般的な財源内訳の分かりやすい説明ではなくて、ということであれば、今のように立派な理由があるのであれば、このせつかく説明欄のところあるわけですから、そこで表記していただければと、表現していただければというふうに思いました。

以上です。

議長（菊地康彦君）ほかに質疑ありませんか。

5番（大和晴美君）はい、議長。資料の19ページですけども、8款3項2目のところの委託料と工事請負費ということで先ほどご説明あったんですけども、こちらのほう坂元地区のほうが予定よりも工事早く進むということだったと思うんですが、ほかの2地区に関しては、こういった事業のスケジュールの変更といいますか、それをお知らせされたのかどうかお伺いいたします。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。こちら事業延期となった横山地区と高瀬地区に関しましては、区長さんのほうに説明は行っております。

以上です。

議長（菊地康彦君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）これで質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第48号令和7年度山元町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第6．議案第49号を議題とします。

本件について説明を求めます。

健康推進課長（渡辺卓臣君）はい、議長。それでは、議案第49号令和7年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、今回の補正の規模であります。歳入歳出それぞれ629万9,000円を追加し、総額を17億1,592万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

議案書の9ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費についてですが、2節給料から18節負担金、補助及び交付金については、職員の人事異動に伴う職員給料や手当等の増減といたしまして、全体で13万3,000円を減額しております。また、27節の繰入金については、令和6年度に一般会計からあらかじめ見込額として繰入れを行ってございました職員の人件費などの繰入金が決算により金額が確定しましたので、今年度の一般会計に353万7,000円を戻入れするものでございます。

2項徴税费1目賦課徴收费についてですが、12節委託料について289万3,000円を増額しております。こちらにつきましては、来年度から国民健康保険税に子ども・子育て支援金が追加されることに伴い、システムの改修が必要となることから増額するものでございます。

次に、8款諸支出金1項償還金利子及び還付加算金4目療養給付費等交付金返還金についてですが、令和6年度に概算交付を受けておりました災害臨時特例補助金について、実績確定に伴い、返還金として2,000円を計上するものでございます。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

8ページのほうにお戻りください。

6款繰入金1項繰入金1目基金繰入金については、歳入歳出の財源調整として財政調整基金の取崩しを353万9,000円増額しております。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計は3,508万8,000円となりまして、補正後の基金残高見込みは6,237万2,000円になっております。また、2目の一般会計繰入金については、人事異動に伴う職員人件費分として13万3,000円を減額するとともに、国民健康保険税システムの改修費として事務費繰入金を289万3,000円増額するものでございます。

以上で議案第49号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第49号令和7年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第7. 議案第50号を議題とします。

本件について説明を求めます。

健康推進課長（渡辺卓臣君）はい、議長。続きまして、議案第50号令和7年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模であります。歳入歳出それぞれ406万8,000円を追加し、総額を2億4,503万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

議案書の9ページをお開きください。

1款総務費2項徴収費1目徴収費についてですが、12節委託料について165万円を増額しております。こちらにつきましては、来年度から後期高齢者医療保険料に子ども・子育て支援金が追加されることに伴い、システムの改修が必要となることから増額するものでございます。

次に、3款諸支出金2項繰入金1目一般会計繰入金についてですが、令和6年度の事業費の確定に伴い、精算分を一般会計に繰り戻すため、241万8,000円を増額するものでございます。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

8ページにお戻りください。

3款繰入金1項一般会計繰入金1目事業費繰入金については、歳出予算でご説明しました後期高齢者医療保険料のシステムの改修費として165万円を増額するものでございます。

次に、4款繰越金1項繰越金1目繰越金については、令和6年度の事業費確定に伴い、決算剰余金の全額を今年度に繰越しするため、241万8,000円を計上するものであります。

以上で議案第50号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。―― 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第50号令和7年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第8．議案第51号を議題とします。

本件について説明を求めます。

地域福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第51号令和7年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ3,015万8,000円を追加し、総額を16億1,299万5,000円とするものです。

議案書の10ページをお開きください。

歳出予算からご説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございますが、職員の人事異動に伴い、職員の給料、手当など28万3,000円を減額しております。

3款地域支援事業費2項一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費でございますが、予防事業に従事する職員の退職手当組合負担金を8万7,000円減額しております。

次に、5款諸支出金1項繰入金1目一般会計繰入金でございますが、令和6年度に一般会計からあらかじめ見込額として繰入れを行ってございました人件費や事務費、介護給付費負担金など、町負担分の繰入金が決算により金額のほうで確定しましたので、今年度の一般会計に戻入れをするため、1,010万9,000円を計上しております。

2項の償還金及び還付金2目償還金でございますが、令和6年度に概算交付を受けておりました各種補助金の事業費確定に伴い、国及び県に対する返還金として2,041万9,000円を計上しております。

次に、歳入予算の補正についてご説明いたします。

議案書8ページをご覧ください。

3款の国庫支出金から7款の繰入金まで、一般介護予防事業に係る職員の人件費について、国・県・町支払基金でそれぞれ負担をするため、割合に応じて措置しております。

5款の県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金については、令和6年度の実績報告に伴い追加交付となったことから、136万3,000円を措置しております。

7款繰入金1項繰入金1目の基金繰入金でございますが、最終的な財源調整の結果として、基金の取崩し額を2,891万円増額しております。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計が7,823万9,000円となり、補正後の基金残高見込額は2億6,188万1,000円になります。

2目の一般会計繰入金4節その他一般会計繰入金については、職員分の人件費として28万3,000円を減額し、5節過年度分については、令和6年度事業の精算に伴い、低所得者保険料軽減負担金として23万6,000円を増額しております。

以上で議案第51号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第51号令和7年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第9. 議案第52号を議題とします。

本件について説明を求めます。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。それでは、議案第52号令和7年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、4ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款水道事業収益2項営業外収益4目他会計補助金の60万円の減額は、人事異動に伴う職員の児童手当に要する経費です。

次に、支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費の500万円の増額ですが、横山ポンプ室深井戸ポンプ水質異常に伴い、委託料で調査費250万円、受水費で250万円それぞれ増額しております。

次に、4目総係費の1,423万円の減額は、人事異動等による人件費の調整によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

次に、資本的支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費2目施設整備費の413万1,000円の増額ですが、人件費の調整によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

1ページにお戻り願います。

第2条、令和7年度山元町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款水道事業収益を60万円減額し、総額3億6,384万3,000円とするものであります。

支出、第1款水道事業費を923万円減額し、総額3億6,612万2,000円と

するものであります。

第3条、予算第4条中資本的収入が資本的支出に対し不足する額、1億459万7,000円を1億872万8,000円に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額524万7,000円を523万4,000円に、損益勘定留保資金等を9,935万円を1億349万4,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出を413万1,000円増額し、総額1億6,073万3,000円とするものであります。

第4条、予算第8条に定めた職員の給与費を記載のとおり改めるものであります。

第5条、予算第9条第3号中、児童手当に要する経費72万円を12万円に改めるものであります。

以上で議案第52号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第52号令和7年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第10、議案第53号を議題とします。

本件について説明を求めます。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。それでは、議案第53号令和7年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、4ページをお開き願います。

収益的支出について申し上げます。

1款下水道事業費1項営業費用4目総係費の34万6,000円の減額ですが、人件費の調整によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

1ページにお戻り願います。

第2条、令和7年度山元町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款下水道事業費を34万6,000円減額し、総額4億9,330万2,

000円とするものであります。

第3条、予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものであります。

以上で議案第53号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第53号令和7年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第53号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第11．同意第2号を議題とします。

本件について説明を求めます。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。同意第2号教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

現教育長の菊池卓郎氏は、今月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を任命するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

なお、任期につきましては令和10年9月30日までの3年間となりますが、引き続き令和8年度からの第3期みのりプロジェクト推進事業の実施や学校再編事業の推進、段階的な実施に向けた部活動の地域移行等に手腕を発揮していただきたく、引き続きのお願いを考えたものでございます。

何とぞご理解の上、ご同意を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので山元町議会先例90番により討論を省略します。

議 長（菊地康彦君）これから同意第2号教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

同意第2号は同意することに決定しました。

議長（菊地康彦君）日程第12．同意第3号を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長（橋元伸一君）はい、議長。同意第3号監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

現監査委員の齋藤忠裕氏は、今年30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を監査委員として選任するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

なお、任期につきましては令和11年9月30日までの4年間となりますが、人格高潔、誠実な人柄で人望も厚く、経営管理全般に関する豊富な実務経験に加え、監査業務についても熟知されるなど、優れた識見と指導力を有する方であり、引き続きのお願いを考えたものでございます。

何とぞご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので山元町議会先例90番により討論を省略します。

議長（菊地康彦君）これから同意第3号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

同意第3号は同意することに決定しました。

議長（菊地康彦君）日程第13．諮問第3号を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長（橋元伸一君）はい、議長。諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、これまでご尽力いただきました現委員の庄司克哉氏は、令和7年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任者として大平区在住の熊谷比呂志氏を法務大臣へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

3 ページに熊谷氏の略歴書をおつけしておりますが、経歴、人格からして適任と考えますので、ご理解の上、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので山元町議会先例 90 番により討論を省略します。

議 長（菊地康彦君）これから諮問第 3 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件は適任と答申したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

諮問第 3 号は適任と答申することに決定しました。

議 長（菊地康彦君）日程第 14. 認定第 1 号から日程第 19. 認定第 6 号までの 6 件を一括議題とします。

認定第 1 号から認定第 6 号までにつきましては、9 月 12 日に決算審査特別委員会に付託し会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。特別委員会審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会審査報告書。

認定第 1 号令和 6 年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 2 号令和 6 年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 3 号令和 6 年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 4 号令和 6 年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 5 号令和 6 年度山元町水道事業会計決算認定について、認定第 6 号令和 6 年度山元町下水道事業会計決算認定について。

本特別委員会は、令和 7 年 9 月 12 日付で付託された議案を審査した結果、原案のとおり認定すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

令和 7 年 9 月 24 日

山元町議会議長 菊地康彦殿

決算審査特別委員会委員長 遠藤龍之

以上です。

議 長（菊地康彦君）これから委員長に対する質疑を行うところですが、決算審査特別委員会は、議長、議会選出監査委員を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例 8

4 番により省略いたします。

議長（菊地康彦君）これから認定第 1 号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから認定第 1 号令和 6 年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

認定第 1 号は認定することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから認定第 2 号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから認定第 2 号令和 6 年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

認定第 2 号は認定することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから認定第 3 号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから認定第 3 号令和 6 年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

認定第 3 号は認定することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから認定第4号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから認定第4号令和6年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

認定第4号は認定することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから認定第5号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから認定第5号令和6年度山元町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

認定第5号は認定することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから認定第6号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから認定第6号令和6年度山元町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

認定第6号は認定することに決定しました。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は13時10分、13時10分であります。

午前 11 時 24 分 休 憩

午後 1 時 10 分 再 開

議 長（菊地康彦君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（菊地康彦君）日程第 20、議発第 4 号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

11 番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、提案理由を説明いたします。

県道 272 号角田山下線隣接の旧 J R 山下駅前トイレ解体経緯等調査特別委員会設置に関する決議。

提案理由です。

東日本大震災から 15 年が経過しようとしておりますが、過年度に施工された県道 272 号角田山下線の改良工事に伴い、同路線に隣接していた旧 J R 山下駅前トイレの解体経緯等に不明な点があり、大きな問題となっております。このことから、町民の不安や疑念を払拭する必要があるため、次のとおり、震災復興に伴う道路改良工事等に関する調査特別委員会の設置を決議します。

第 1 番目、名称。県道 272 号角田山下線隣接の旧 J R 山下駅前トイレ解体経緯等調査特別委員会。

2 つ目、設置の根拠です。山元町議会委員会条例第 5 条。

3 点目、目的。県道 272 号角田山下線隣接の旧 J R 山下駅前トイレ解体経緯等に関する調査です。

4 点目、委員の定数。議長を除く全議員の 12 名で構成をしたいと思います。

5 点目、調査期間は、設置の日から調査が完了するまでといたします。

令和 7 年 9 月 19 日

山元町議会議長 菊地康彦殿

上記の議案を、山元町議会会議規則第 13 条第 2 項により提出します。

提出者 岩佐孝子、丸子直樹

以上でございます。

議 長（菊地康彦君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議発第 4 号県道 272 号角田山下線隣接の旧 J R 山下駅前トイレ解体経緯等調査特別委員会設置に関する決議を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（菊地康彦君）起立多数であります。議発第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議題となっております特別委員会委員については、議長を除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

県道272号角田山下線隣接の旧JR山下駅前トイレ解体経緯等調査特別委員会委員は、議長を除く全員とすることで決定しました。

議長（菊地康彦君）特別委員会委員の方は、直ちに全員協議会室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

この際、暫時休憩といたします。再開は1時45分といたします。

午後1時15分 休憩

午後1時45分 再開

議長（菊地康彦君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）県道272号角田山下線隣接の旧JR山下駅前トイレ解体経緯等調査特別委員会の委員長、副委員長が互選され、その結果が報告されましたのでお伝えいたします。

特別委員会の委員長に遠藤龍之君、副委員長に高橋真理子君が選任されました。

以上で報告を終わります。

議長（菊地康彦君）日程第21. 委発第5号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、提案理由を説明いたします。

山元町議会議員のなり手不足対策調査特別委員会設置に関する決議。

提案理由。

地方分権が進み、市町村議会の役割と責任が増している中、社会経済の急速な構造変化を背景に、本町議会においても、多様化する民意の町政への繁栄と集約が期待されています。一方では、令和5年の本町の議会議員選挙では初の無投票となり、議員のなり手不足が現実になりつつあることから、多様な人材の町議会への参画を促す対策が議員のなり手不足を克服する一助になるものと期待されています。本町議会においては、こうした実情を踏まえ、主体的、持続的な議会改革を進め、町の最高意思決定機関として、町民にとって魅力ある議会をつくり、今後より多くの候補者が立候補できる環境整備に取り組む必要があります。

このことから、次のとおり山元町議会議員のなり手不足対策調査特別委員会の設置を決議するものであります。

- 1、名称。山元町議会議員のなり手不足対策調査特別委員会。
- 2、設置の根拠。山元町議会委員会条例第5条。
- 3、目的。山元町議会議員のなり手不足対策に関する調査。

4、委員の定数。6名。

5、調査期間。設置の日から調査が完了するまでとする。

委発第5号、令和7年9月19日

山元町議会議長 菊地康彦殿

上記の議案を山元町議会会議規則第13条第3項により提出します。

議会運営委員会委員長 齋藤俊夫

以上でございます。

議長（菊地康彦君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから委発第5号山元町議会議員のなり手不足対策調査特別設置に関する決議を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。委発第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議題となっております特別委員会委員については、1番竹内和彦君、5番大和晴美君、6番渡邊千恵美君、9番岩佐秀一君、10番齋藤俊夫君、12番伊藤貞悦君、以上の6名を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

山元町議会議員のなり手不足問題に関する調査特別委員会の委員は、1番竹内和彦君、5番大和晴美君、6番渡邊千恵美君、9番岩佐秀一君、10番齋藤俊夫君、12番伊藤貞悦君の6人とすることで決定しました。

議長（菊地康彦君）特別委員会委員の方は、直ちに委員会室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

この際、暫時休憩といたします。再開は14時ちょうどになります。

午後1時51分 休憩

午後2時00分 再開

議長（菊地康彦君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）山元町議会議員のなり手不足問題に関する調査特別委員会の委員長、副委員

長が互選され、その結果が報告されましたのでお伝えします。

特別委員会の委員長に12番伊藤貞悦君、副委員長に1番竹内和彦君が選任されました。

以上で報告を終わります。

ただいま構成されました両特別委員会委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、その写しを配付しております。

議長（菊地康彦君）日程第22．常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、山元町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

なお、常任委員会委員の任期は、令和7年11月12日までであります。山元町議会先例103番により、任期満了前の定例会最終日に後任委員の選任を行い、あわせて正副委員長を内定することとされています。

初めに、総務民生常任委員会委員、次に産建教育常任委員会委員の順に指名します。お諮りします。

総務民生常任委員会委員に、1番竹内和彦君、5番大和晴美君、6番渡邊千恵美君、9番岩佐秀一君、10番齋藤俊夫君。産建教育常任委員会委員に、2番高橋真理子君、3番遠藤龍之君、4番丸子直樹君、8番品堀栄洋君、11番岩佐孝子君、12番伊藤貞悦君。

以上のとおり指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

総務民生常任委員会のほうに1名漏れていた方がおりますので、申し上げます。

13番菊地康彦君。

以上であります。

もう1回だね。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）よって、ただいま指名したとおりそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

直ちに委員会室で正副委員長を互選し、その結果を報告願います。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩いたします。再開は15時、15時再開いたします。

午後2時03分 休憩

午後3時00分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選及び議会広報広聴常任委員会委員及び議会運営委員会委員の推薦並びに委員長及び副委員長の互選を行い、その結果が報告されました。

初めに、議会広報広聴常任委員会委員を指名します。

お諮りします。

議会広報広聴常任委員会委員に、4番丸子直樹君、6番渡邊千恵美君、8番品堀栄洋君、9番岩佐秀一君、12番伊藤貞悦君。

以上のとおり指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり議会広報広聴常任委員会委員に選任することに決定しました。

議長（菊地康彦君）次に、各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。

総務民生常任委員会の委員長に5番大和晴美君、副委員長に9番岩佐秀一君。

産建教育常任委員会の委員長に3番遠藤龍之君、副委員長に4番丸子直樹君。

議会広報広聴常任委員会の委員長に4番丸子直樹君、副委員長に6番渡邊千恵美君。

以上のとおり選任されました。

議長（菊地康彦君）日程第23. 議長の常任委員会委員の辞任を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、ここで副議長と交代いたします。

副議長（伊藤貞悦君）日程第23、議長が常任委員会の辞任を申し出ておりますので、副議長の私が代わってしばしの間代行を務めます。地方自治法第106条の規定に基づき、議長と交代いたしました。引き続き議事を進めます。

お諮りします。

議長の常任委員会委員の辞任について、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（伊藤貞悦君）異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会委員の辞任について同意することに決定いたしました。

副議長（伊藤貞悦君）議長と交代いたします。

議長（菊地康彦君）日程第24. 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、山元町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

議会運営委員会委員に、1番竹内和彦君、3番遠藤龍之君、5番大和晴美君、10番齋藤俊夫君、11番岩佐孝子君。

以上のとおり指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

議会運営委員会の委員長に10番齋藤俊夫君、副委員長に5番大和晴美君。

以上のとおり選任されました。

議長（菊地康彦君）日程第25．閉会中の継続調査等申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長、各特別委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり継続調査等申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会委員長、各特別委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長、各特別委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等に付することに決定しました。

議長（菊地康彦君）日程第26．議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（菊地康彦君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回山元町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時07分 閉会
